# 第一次評定者の評定

# 石川県農林水産部

工事名:

請負業者:

評定者:

項目	細別		配点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0	
	Ⅱ. 配置技術者	0	
2. 施工状況	I. 施工管理	0	
	Ⅱ. 工程管理	0	
	Ⅲ. 安全対策	0	
	Ⅳ. 対外関係	0	
3. 出来形及び来ばえ	I. 出来形	0	
	Ⅱ. 品質	0	
	Ⅲ. 出来ばえ		
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	0	
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		
7. 法令遵守等			

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 <u>〔記入方法〕評価対象である場合は対象欄口に「1」を、評価できる場合は評価欄口に「1」を記入する。</u>

(第一次誣定者)

考査項目	細別	a	計画できる場合は計画機口に「「」 h	C	d	(另 次計定省)
7 - 7 - 7	1			配点: 0	配点: -5	配点: -10
1			ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
- 施工体制	I 施工体制一般	対象 評価 作業 所 作業 所 作業 所	工体制台帳、施工体制図に明確に記 果を検査している。 類、出来形、品質等の確認を工事全 機能して方法が一致している。 思場施工方法が一致している。 心が確立されており、現場の見やす 支店による支援体制を整えている。 る技術者を適切に配置している。 等について、製作工場における社内 る。	載している。 体にわたって実施して、品質証明 い場所に掲示してある。 検査態勢(規格値の設定や確認	施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	施工体制一般に関して、 を監によりない。 お示によった。

<b>し記人力法</b>	〕評価对劉	家である場合は対象欄凵に □□」を、	評価できる場合は評価欄口に 11」	を記人する。		(第一次評定者)
考査項目	細別	а	b	С	d	е
		配点: + 3.0	配点: +1.5	配点: 0	配点: -5	配点: -10
1		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
施工体制	Ⅱ 配置技術者 ― 現場代理人等 ―	監督員への報告を適的 書類を共設計画と を書入る	違があった場合は、監督員と協議する 詩及び的確に行っている。 び諸基準に基づき適切に作成し、整 適用すべき諸基準等を理解し、施 適用すべき諸基準等を理解し、施 条件(作業環境、気象、地質等指 を工状況を把握し、技術的な技術的で技術ので技術ので を工状況を把握に基づいており ・・・ な に を工業組織等が確立されており ・・・ な ※ 評定: 配点:	理している。 に反映している。 の対応を図っている。 行っている。 判断を行っている。 している。 し、適切な対応に努めている。 )	配置技術者に関して、監督員が文書による。改善指示を行った。	配置技術者に関して、書によわなかった。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 <u>〔記入方法〕評価対象である場合は対象欄口に「1」を、評価できる場合は評価欄口に「1」を記入する。</u>

(第一次誣定者)

考査項目	細別	a		с	d	e (第一次計定日)
7 5 7 1				配点:0	配点:-5	配点:-10
2			ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2 施工状況	I 施工管理	対象 評価 施現 中の 中部 中の	図書及び現場条件を反映したものとで、適切に対応している。響が無いよう保管している。設計図書及び施工計画書に基づき適当常のび写真等を整理している。書及び客理している。書と無の取り組みを適切に行って対象ので、登上、のでは、対象では、対象がでは、対象がでは、対象がでは、対象がの項目は対象評した。	なっている。 適時及び的確に行っている。 時及び的確に行っている。	施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	本週切である 施工管理に関して、監督員の書によるなかった。

_ <u>【記入</u> 力》	<u>去」評価</u> 对	象である場合は対象欄□に <u>□1」を、</u>	評価できる場合は評価欄口に「1」	<u>を記人する。</u>		(第一次評定者)
考査項目	細別	а	b	С	d	е
			配点: + 2.0	配点:0	配点:-5	配点:-10
2			ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
施工状況	Ⅱ 工程管理	実施工程表の作成及で時間制限や片側交互通現場条件の変化への設工事の進捗を早める活動工程以外の時間が適切な工程管理を行いるの他(理由: 該当項目が80%以上90%対該当項目が80%未満  「評価項目」のうち、試価項目数として変数がある。 「評価項目」のうち、は、の項目数との項目がある。	・・・ C % 評定: 配点: 平価対象外の項目は対象評 い。 5場合は、評価対象外を除 こした比率(%)で評価す / 対象評価項目数	工程を管理している。 あり、大きな工程の遅れが無い。	工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員の改善によるかった。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 「記入方法〕評価対象である場合は対象欄口に「1」を、評価できる場合は評価欄口に「1」を記入する

(第二次部中央)

_ L āC	人力法	1)評恤別。	<u>家でめる場合はX</u>	可家愽凵に 二」を、	評価できる場合は評価欄口に「一」	を記入する。		(第一次評定者)
考查	項目	細別		а	b	С	d	е
			配点: +5			配点: 0	配点: -5	配点: -10
	2		適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
;	施工状況	Ⅲ 安全対策	安新工造仮保地そ カカカ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	安全教育及び ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	を、チェックリスト等を用いて実際理を、各種基準及び関係者間の協議等に関する事故防止対策に取り組まる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	った。 施している。 議に基づき実施している。	安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	安全対策に関して、というでは、おいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 <u>〔記入方法〕評価対象である場合は対象欄口に「1」を、評価できる場合は評価欄口に「1」を記入する。</u>

(第一次誣定者)

考査項目	細別	a a	計画できる場合は計画機口に「I」 b	C	d	e (第一次計定日)
7 - 7 - 1		配点: + 2.0		配点: 0	配点:-2.5	配点:-5
2			ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2 施工状況	17 对外関係	対象 評価 関係官公庁などと調明 地元との調整を行い、第三者からの苦情がた 工事の目的及び内容 している。 関連工事との調整を行い、第三者が80%以上の調整を行い、第三者が80%以上の調整を行いる。 関連工事との間を は	整を行い、トラブルの発生がない。トラブルの発生がない。にい。もしくは、苦情に対して適切な対応を、工事看板などにより地域住民や行い、円滑な進捗に取り組んでいる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ぶを行っている。 通行者等に分かりやすく周知	対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	対外関係に関して、 監督員改善指示に 従わなかった。

		<u>する項</u>	目の口に「1」を記入する。				(第一次評定者)
考査項目	細別	工種	а	b	С	d	е
			配点: +4.0	配点: + 2.0	配点: 0	配点:-2.5	配点: -5
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木工事	出来形の測定が、 必要な測定項目 について所定の 測定基準に基づ き行われており、 測定値が規格値 を満足し、そのば らつきが規格値の 概ね50%以内で ある。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又 は測定値が不適切で あったため、監督員 が文書で改善指示を 行った。	契約書第17条 に基づき、監督 員が改造請求を 行った。
			評定: 配点:	でする。 ② 出来形とは、設 及び寸法を理と ③ 出来形管理と 項目、測管に 確保するに たい場合にの 理を行うもので	、「土木工事施工管理基準」(及び規格値に基づく所定の出来であるが、当該管理基準にない、監督員と協議の上で出来を表する。)	の形状 の測定 来形を よりが 来形管	

		対象で	ある場合は対象欄口に「一」を	:、評価できる場合は評価欄口	こ「「を記入する。		(第一次評定者)
考査項目	細別	工種	а	b	С	d	е
			配点: +4.0	配点: + 2.0	配点: 0	配点: -2.5	配点: -5
3			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	I		対象 評価	•	•	出来形の測定方法又	契約書第17条
出			【共通】			は測定値が不適切で	に基づき、監督
来 形	出 来	機	据付に関する出	l来形管理が容易に把握できる。	よう、出来形管理図及び出来形管理表を	あったため、監督員 が文書で改善指示を	員が改造請求を 行った。
及	形	械設	<u></u> 工夫している。			が 大番で 収 普 相 示 を 行った。	17975.
び	112	備	設備全般にわた	り、形状及び寸法の実測値が	許容範囲内である。	11 3/20	
出		工	設計図書で定め	られていない出来形管理項目	について、監督職員と協議の上で管理し		
来 ば		事	ている。				
は え		<u>.</u>	不可視部分の出	出来形を写真撮影している。			
Λ.		電	施工管理基準の	)撮影記録が撮影基準を満足し	ている。		
		気 設		に基づき管理している。			
		備		「固定方法が設計図書又は承諾	図書诵り施工している。		
		工	その他(				
		事	【機械設備関係】		,		
		•		塗膜厚管理を適切にまとめて	いる。		
		通 信		出来形管理を適切にまとめて			
		1言 施		られている予備品に不足がな			
		設			。 について、整備前と整備後の劣化状況及	7 %	
		備		************************************	1000000 企业品的已企品及00万亿人	<sup>o</sup>	
		エ	【電気設備・通信設備・受変				
		事			図表などに記録され、適切に管理してい		
		• 受	る。	(的)人 (10人)人	四次などに記述された。 過初に音楽してい		
		変		・リブレーションを、定期的に!	実施している		
		電		、設計図書又は承諾図書通り			
		設			かり易く堅固に取り付けている。		
		備			て、設計図書の仕様を満足していること		
		工 事	が確認できる。	/文団間隔で心縁込が守に 20・			
		<del></del>	が惟祕できる。		$\bigcirc$	「評価項目」のうち、評価対象	
			該当項目が90%以上	• • • a		・肝臓場合」のうろ、肝臓が多 目数として数えない。	パの項目は対象計画項
			該当項目が80%以上9	90%未満 ・・・ b		可数として扱んない。 平価対象外の項目がある場合は	証価対象外を除いた
			該当項目が80%未満	• • • c		平価項目数を母数とした比率(	
						平価値(%)=評価数 / 対象	
			評定値(%)= /	= % 評定:		〒価値(90) 三計価数 / 対象 なお、評価対象項目数が2項目以	
					• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	300、計画対象項目数2012項目2 :する。	
					i	_ 7 .0 °	·
							1

					-	-	(第一次評定者)
考査項目	細別	工種	а	b	С	d	е
			配点: +5.0	配点: + 2.5	配点:0	配点:-2.5	配点:-5
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	土木工事	品質の測定が、必要な測定項目に ついて原の測定を表準に基準に基準におり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要 な測定項目について 所定の測定基準に基 づき行われており、 測定値が規格値を満 足し、a、bに該当 しない。	品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督 員が文書で改善指示 を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造 請求を行った。
						1	
			評定:配点:	一 する。 ② 品質とは、設計図記 である。 ③ 品質管理とは、「記 項目、試験基準及び おける品質確保ので 当該管理基準によ 督員と協議の上で	事全般を通して評定するものと書に示された工事目的物の規格 土木工事施工管理基準」の試験に 土木工事施工管理基準」の設践に が規の管理体系である。 いがに関係を いがでである。 はていない工事は「c」評価とする。	<b>美</b>	

								(第一次評定者)
考査項目	細別	工種	а	b	С		d	е
			配点: +5.0	配点: + 2.5	配点: 0		配点: -2.5	配点:-5
3			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない			
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	機械設備工事・電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	対果	質は、大きない。 は、大きない。 は、いきない。 は、いきないい。 は、いきない。 は、いきない。 は、いきない。 は、いきないい。 は、いきないい。 は、いきないいきないいい。 は、いきないいいは、いきないいは、いきないいは、いきないいはいは、いきないはいはいはいいはいはい	照合を含む)で確認でさる。 は積書にましいのる。 はまして、必要ないのの場合をはい必要ない。 ははいかででででいる。 はいかでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	及び 、 、 、 、 、 、 し 。 。 ぎ該該 れ、 %)=	日間 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	合は、評価対象外を除 と比率(%)で評価す 対象評価項目数 目以下の場合は「c」 ・・・ a ・・・ b ・・・ c

しいくノノス	ここ談日	り句垻	目の□にⅠ1」を記入する。				(第一次評定者)
考査項目	細別	工種	а	b	С	d	е
			配点: +5.0	配点: + 2.5	配点:0	配点:-2.5	配点: -5
3			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
出来形及び出来ばえ	日 品質	維持修繕工事	評価 常に緊急的な作業に 緊急的の な作	対応できる体制を整えている。 、迅速に対応している。 こ対し、現地状況を勘案し、施エブ取り組んでいる。 スに対する提言や修繕サイクル等を	が が が が が が が が が が が が が が	□ 品質関係の値にた改善にあった。 ・ おりまた。	□ 契約を 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

[記入方法] 口に1を、評価できる場合は評価欄口に1を記入する。 (第一次評定者) 考細項別 項 夫 5 評価 評価 【施工】 【品質】 創 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 意工夫 創意工 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 夫 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫 配筋、溶接作業等に関する工夫 軽 設備工事における加工や、組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 【安全衛生】 微なも 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 関する工夫 ※本項目は2点加点とする。 ワ ر ص 照明などの視界の確保に関する工夫 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 評 運搬車両、施工機械等に関する工夫 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 価 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 工夫 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 厳しい作業環境の改善に関する工夫 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 環境保全に関する工夫 ※本項目は2点の加点とする。 起工測量から施工・検査まで3次元データを活用したICT活用工事 ※本項目は4点の加点とする。 特殊な工法や材料を用いた工事 【その他】 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 【新技術活用】 NETIS登録技術のうち「有用とされる技術」を活用している。 ※本項目は4点加点とする。 NETIS登録技術のうち「有用とされる技術」以外の新技術を活用している。 ※本項目は2点加点とする。 石川県新技術認定製品を活用している。 ※本項目は4点加点とする。 ※新技術の活用に関する上記3項目での加点は最大4点とする。 ※加点対象は請負者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は、加点措置を行わないものとする。 ※ここで、「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。 【創意工夫の詳細評価】 評定: 点 ※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 |※2 評価は各項目において1つ1つが記入されれば1,2,4点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ※3 該当する数と重みを勘案し評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い。 ※4 上記の考察項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体内容を記載して加点する、なお、第二次評定者が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

<u>(</u>別紙)

【創意工夫の詳細評価】 評価した項目

評価理由

評価した項目

評価理由

評価した項目

評価理由

評価した項目

評価理由

評価した項目

評価理由

評価した項目

評価理由